

岩国市地域包括支援センターにおける公正・中立性評価基準について

1 趣旨

岩国市地域包括支援センター（以下「包括」という。）における公正・中立性の評価については、岩国市における評価基準に基づき、福祉政策課・高齢者支援課において実施するものとする。

2 評価方法

(1) 「岩国市地域包括支援センターの公正・中立性の評価基準」(別紙1)により評価を行う。

〔特定事業所への集中状況について〕

ア. 介護予防ケアプランの作成に係る特定事業所へのサービス集中状況

市が定めた期間における全てのサービスの給付実績を抽出し、特定事業所への集中状況を把握する。(市が定める特定期間に作成された介護予防ケアプランのうち、3ヶ月分の給付実績報告を分析)

イ. 指定介護予防支援業務の委託における特定の指定居宅介護支援事業所への集中状況

包括から指定居宅介護支援事業所への委託実績から、特定事業所への集中状況を把握する。(毎月の委託実績報告を分析)

ウ. 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合における、包括から指定居宅介護支援事業所への紹介の集中状況

包括から指定居宅介護支援事業所への紹介実績から、特定事業所への集中状況を把握する。(毎月の紹介実績報告を分析)

(2) 「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」により評価を行う。

3 包括からの聞き取り、必要に応じての指導

上記2の評価について、市が全ての包括より、評価内容の確認と聞き取りを行うものとする。

特定事業所への集中状況について、正当な理由がないなど、課題があると認められる場合には、是正改善計画書の提出を求めるものとする。

<正当な理由>

① 利用者又は家族の意向により集中した場合

ア. 特定のサービス事業所等を希望した場合

イ. 包括の担当者から利用者に対し、サービス事業所等のリストを提示して、利用者の選択に従った場合

※利用者等の意向が書面により客観的に確認できることを必要とする。

② 当該圏域内に5事業所以下である場合など、サービス事業所等が少数である場合

③ その他、各地区の実情等からやむを得ない理由があると判断される場合

4 岩国市地域包括支援センター運営協議会への報告、評価結果の公表

(1) 上記3により、市は、包括からの聞き取りや是正改善報告を取りまとめ、岩国市地域包括支援センター運営協議会へ報告を行うとともに、運営協議会の協議内容を市のホームページに掲載するものとする。

(2) 市は、地域包括支援センターの事業内容や運営状況に関する情報を市のホームページに掲載するものとする。

5 公正・中立性の評価基準の見直し

評価基準については、必要に応じて見直しを行うものとする。

公正・中立性の観点から留意する項目（評価項目）	指 標	適 善 状 況 ・ 要 改 善	評 価 基 準
設置状況	①事務所の配置が、併設サービス提供事業部門と同一建物内にある場合であっても、サービスとマネジメントの分離ができる配置となっている。	事務所の設置状況	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所は担当区域内に設置されており、かつ地域住民にとって利用しやすい場所に設置されている。 ・事務所は包括専用の部屋とし、外からの入り口が分けてある。 ・事務所が、併設サービス提供事業部門と同一建物内にあっても、事業所として独立させて設置されている。
			<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所は担当区域内に設置されているが、地域住民にとって利用しやすい場所に設置されていない。 ・事務所が併設サービス提供事業部門と同一建物内にあり、事業所として独立させて設置されていない。
	②パソコンを設置し、パスワード管理等により、他の事業部門が開けないように管理している。	書類等の管理状況	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類やパソコンの情報を、併設サービス提供事業部門と区別して管理している。
			<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類やパソコンの情報を、併設サービス提供事業部門と区別して管理していない。
職員の視点	職員一人ひとりが、公益的な機関としての認識を持ち、公正・中立性に留意して業務を行っている。	利用者への説明状況	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能であることを説明し、理解を得ている。
			<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能であることを説明していない。
広報活動	①地域包括支援センターの紹介パンフレット等の媒体で、法人のPRを行っていない。	包括紹介パンフレット・チラシ等配布資料	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の他のサービス部門のPRを行っていない。
			<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の他のサービス部門のPRを掲載している。
	②相談対応、電話対応時に、「〇〇地域包括支援センター」と名乗り、母体法人名等を名乗っていない。	相談対応、電話対応	<p>適</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター名を名乗り、母体法人名等を名乗っていない。
			<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを名乗らず、母体法人名等を名乗っている。

介護予防ケアマネジメント	① 正当な理由（※）なく、介護予防ケアプラン作成時、特定事業所に偏ったサービス集中がなされていない。	介護予防ケアプランに位置づけたサービス実績 【期間】 特定期間	適	・ 特定の事業所に集中していない。 ・ 特定の事業所に集中しているが、正当な理由（※）が認められる。
			要改善	・ 正当な理由（※）なく、特定の事業所に集中している。 ・ 事業所の選定経緯が記録に明記されていないなど、正当な理由（※）が確認できない。
	② 正当な理由（※）なく、指定介護予防支援業務の委託時、特定の指定居宅介護支援事業所への集中がなされていない。	指定介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託実績 【期間】 評価期間内	適	・ 特定の指定居宅介護支援事業所に集中していない。 ・ 特定の指定居宅介護支援事業所に集中しているが、正当な理由（※）が認められる。
			要改善	・ 正当な理由（※）なく、特定の指定居宅介護支援事業所に集中して委託している。 ・ 指定居宅介護支援事業所の委託先の選定経緯が記録に明記されていないなど、正当な理由（※）が確認できない。
居宅介護支援事業所の紹介	正当な理由（※）なく、介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の指定居宅介護支援事業所への紹介時、特定の指定居宅介護支援事業所への集中がなされていない。	指定居宅介護支援事業者への紹介実績 【期間】 評価期間内	適	・ 特定の指定居宅介護支援事業所に集中していない。 ・ 特定の指定居宅介護支援事業所に集中しているが、正当な理由（※）が認められる。
			要改善	・ 正当な理由（※）なく、包括と同法人の指定居宅介護支援事業所へ紹介を行っている。 ・ 指定居宅介護支援事業所へ紹介を行った経緯が記録に明記されていないなど、正当な理由（※）が確認できない。

※ 正当な理由

- ① 利用者又は家族の意向により集中した場合
 - ア. 特定のサービス事業所等を希望した場合
 - イ. 包括の担当者から利用者に対し、サービス事業所等のリストを提示して、利用者の選択に従った場合

※利用者等の意向が書面により客観的に確認できることを必要とする。
- ② 当該圏域内に5事業所以下である場合など、サービス事業所等が少数である場合
- ③ その他、各地区の実情等からやむを得ない理由があると判断される場合

【期間】について

評価期間は、毎年、4月1日から3月31日の一年間となりますが、上記表内の【期間】については、市が別途定めるものとします。

